

茨城県報

第 7 5 4 8 号

昭和62年 5 月 6 日

水 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●受胎調節実地指導員の指定 (保健予防課)	1
●原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定 (")	1
●結核予防法の規定に基づく医療機関の指定及び辞退 (")	2
●家畜伝染病の発生及び転帰 (畜産課)	2
●森林病虫害等防除に基づく命令の内容の公表 (林業課)	3
●松くい虫防除の区域及び期間の公表 (")	5
●新規土地改良事業の審査 (農地管理課)	6
●新規土地改良事業の認可 (4件) (")	6
●換地計画の更正認可 (")	7
●更正換地処分 (")	7
●事業の認定 (用地課)	7
●道路の区域変更 (6件) (道路維持課)	8
●土地改良区役員の就退任 (4件) (土地改良事務所)	11

公 告

●昭和62年度職業訓練指導員試験の実施 (職業能力開発課)	16
-------------------------------------	----

告 示

茨城県告示第784号

優生保護法 (昭和23年法律第 156 号) 第15条第 1 項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

昭和62年 5 月 6 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

住 所 水戸市上水戸 2 丁目 3 番51号 上水戸グリーンハイツ

氏 名 山 崎 知 子

茨城県告示第785号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律 (昭和32年法律第41号) 第14条の 3 第 1 項の規定により、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので公示する。

昭和62年 5 月 6 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
福原歯科医院	筑波郡伊奈町谷井田2230—2	福原信玄	昭和62年4月22日

茨城県告示第786号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定し、同条第4項の規定に基づき、次の医療機関は指定を辞退したので告示する。

昭和62年5月6日

茨城県知事 竹内藤男

(指 定)

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
取手井野団地診療所	取手市井野団地3—17—101	千葉ヨリエ	昭和62年4月1日
浅川医院	水戸市東原2丁目8—25	浅川春徳	昭和62年4月20日
医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	倉光秀麿	昭和62年4月15日

(辞 退)

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
医療法人社団常仁会 牛久中央病院	牛久市猪子町896	星野邦夫	昭和62年4月14日

茨城県告示第787号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があつた。

昭和62年5月6日

茨城県知事 竹内藤男

病 名	畜 種	発生番号	発生推定 年月日	決 定 年月日	発生及び 転帰頭数	発 生 場 所
気腫痘	牛(肉用)	1～6	62.4.19	62.4.24	へい死6頭	北茨城市華川町 馬飼1583—1

茨城県告示第788号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項において準用する第3条第3項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号の命令の内容となる事項を次のように公表する。

昭和62年 5 月 6 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 航空機を利用して行う薬剤による防除

(1) 区域及び期間

ア 区 域

笠間市，東茨城郡大洗町，西茨城郡岩瀬町，那珂郡東海村及び真壁郡大和村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を茨城県農林水産部林業課，茨城県県北地方総合事務所，茨城県県西地方総合事務所及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。）

イ 期 間 昭和62年 6 月 5 日から昭和62年 7 月 20 日まで

(2) 森林病虫害等の種類

松くい虫

(3) 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け，又は受けるおそれがある樹木を所有し，又は管理する者は，当該樹木に航空機からの薬剤による防除を実施すること。

(4) そ の 他

ア (3)に掲げる措置については，森林病虫害等防除法第11条に規定する森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ (3)に掲げる措置を行つた者又はその代理人は，当該措置を行つた後，速やかに(3)に掲げる樹木の所在する地域を管轄する茨城県の地方総合事務所の長に松くい虫防除実施届出書（別記様式）を提出しなければならない。ただし，ウにより損失補償金交付申請書を提出する場合は，この限りでない。

ウ (3)に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は，松くい虫防除損失補償金交付申請書（茨城県松くい虫防除損失補償金交付要項（昭和52年茨城県告示第1258号）様式第1号又は第2号）を，当該措置を行つた後，速やかに(3)に掲げる樹木の所在する地域を管轄する茨城県の地方総合事務所の長に提出するものとし，当該地方総合事務所の長は，当該申請書の提出を受けたときは，申請者の行つた措置が(3)に掲げる措置の内容に適合するかどうかを確認して損失補償金の額を決定し，損失補償金を当該申請者に交付する。

エ 知事は，(3)に掲げる樹木を所有し，又は管理する者が，(1)のイに定める期間内に(3)に掲げる措置を行わないとき，行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは，当該措置の全部又は一部を行うことがある。

オ 知事は、エの措置を行つた場合において、その費用の額が、(3)に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行つたとした場合に、その者が受けることとなるべき森林病虫害等防除法第8条第1項の規定による損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

2 地上からの薬剤による防除

(1) 区域及び期間

ア 区 域

那珂湊市、高萩市、北茨城市、東茨城郡大洗町、那珂郡那珂町、多賀郡十王町、鹿島郡銚田町、同郡大洋村、同郡大野村、同郡鹿島町、同郡神栖町、同郡波崎町、新治郡桜村、筑波郡谷田部町、同郡豊里町、同郡筑波町及び同郡大穂町の区域内に存する松林の区域のうちの次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県農林水産部林業課、茨城県県北地方総合事務所、茨城県鹿行地方総合事務所、茨城県県南地方総合事務所及び関係市町村に備えて縦覧に供する。)

イ 期 間 昭和62年6月1日から昭和62年7月20日まで

(2) 森林病虫害等の種類

松くい虫

(3) 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

(4) その他必要な事項

1の(4)のアからオまでと同様とする。

別記様式

昭和 年 月 日

地方総合事務所長 殿

届出人住 所

氏 名

松くい虫防除実施届出書

記

命ぜられた措置の内容	森 林 面 積 ヘクタール	樹 木 本 数 本	樹 木 の 材 積 立方メートル		
実施区域又は場所	実 施 期 間 月 日 から 月 日 まで	実 施 に 要 し た 費 用			
		種 別	数 量	単 価	金 額
		人 夫 費	人	円	円
		薬 剤 費	リットル	円	円
		そ の 他		円	円
		計	円	円	

茨城県告示第789号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和52年法律第18号）第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による特別防除を行う区域及び期間を次のように公表する。

昭和62年 5 月 6 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 区 域

那珂郡那珂町，多賀郡十王町，鹿島郡旭村，同郡神栖町，同郡波崎町，稲敷郡茎崎町，筑波郡谷田部町，同郡豊里町，同郡筑波町及び真壁郡真壁町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を茨城県農林水産部林業課，茨城県県北地方総合事務所，茨城県鹿行地方総合事務所，茨城県県南地方総合事務所，茨城県県西地方総合事務所及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。）

2 期 間 昭和62年 6 月 5 日から昭和62年 7 月20日まで

茨城県告示第790号

北茨城市長松崎龍夫から昭和62年 3 月 9 日付けで認可申請のあつた車地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年 5 月 6 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 車地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和62年 5 月 6 日から昭和62年 5 月 27 日まで
- 3 縦覧の場所 北茨城市役所

茨城県告示第791号

昭和61年12月22日付けで江戸崎入土地改良区から認可申請のあつた稲波第 1 地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和62年 4 月 27 日認可した。

昭和62年 5 月 6 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第792号

昭和61年12月22日付けで江戸崎入土地改良区から認可申請のあつた稲波第 3 地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和62年 4 月 27 日認可した。

昭和62年 5 月 6 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第793号

昭和62年 2 月 2 日付けで鹿島郡大野村大字和 996 村山彰ほか39名から認可申請のあつた和地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第95条第 3 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和62年 4 月 27 日認可した。

昭和62年 5 月 6 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第794号

昭和62年2月2日付けで鹿島郡大野村大字棚木456立原喜衛ほか15名から認可申請のあつた棚木地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和62年4月27日認可した。

昭和62年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第795号

昭和62年2月6日付けで茨城町明光土地改良区理事長高野武士から申請のあつた明光地区の更正換地計画については、土地改良法の一部を改正する法律（昭和39年法律第94号）付則第12項の規定に基づき改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項の規定により昭和62年4月28日認可したから、同法同条第8項の規定により公示する。

昭和62年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第796号

昭和62年4月7日付け農管指令第133号をもつて認可した西代第二地区の更正換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和62年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第797号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

昭和62年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 大野村
- 2 事業の種類 大野村クロツケー場建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 鹿島郡大野村大字津賀字一本松地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
大野村役場

茨城県告示第798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和62年5月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和62年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 内原常澄線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡茨城町大字前田 188—1番地から	旧	メートル	メートル	
		最大 6.5	36.5	
		最小 5.6		
		最大 9.5	46.5	
東茨城郡茨城町大字前田 205—1番地まで	新	最大 6.5	36.5	迂回路の撤去
		最小 5.6		

茨城県告示第799号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和62年5月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和62年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下桧沢上小瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡美和村大字氷の沢 字山下203番1地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 6.2	225.0	
		最小 4.5		
		最大 13.6	200.0	
那珂郡美和村大字氷の沢 字土石宇3128番1地先まで	新	最大 13.6	200.0	旧道移管のため
		最小 4.5		

茨城県告示第800号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和62年 5 月 6 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和62年 5 月 6 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田烏山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡美和村大字小田野 字忍野下2番地から	旧	メートル 最大 9.0	メートル 666.0	
		最小 4.0		
		最大 44.0	624.7	
		最小 11.0		
那珂郡美和村大字鷺子 字行徳31番1まで	新	最大 44.0	624.7	旧道移管のため
		最小 11.0		

茨城県告示第801号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和62年 5 月 6 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和62年 5 月 6 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 293号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡緒川村大字小舟字赤石 3398番3地先から 那珂郡美和村大字鷺子字柏木 13番1地先まで	旧	メートル 最大 10.0	メートル 3,331.7	
		最小 3.0		
		最大 93.0	2,400.0	
		最小 10.0		
那珂郡緒川村大字小舟字赤石 3398番3地先から 那珂郡美和村大字小田野 字築地下70番1地先まで	新	最大 10.0	2,690.7	旧道のうち一部を移管 するための区域変更
		最小 3.0		
		最大 93.0	2,400.0	
		最小 10.0		

茨城県告示第802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和62年5月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那珂湊那珂線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
勝田市津田字久保2943番2から	旧	メートル 最大 10.5	メートル 1,407.0	
		最小 6.0		
那珂郡那珂町大字津田字八軒 2665番2まで	新	メートル 最大 10.5	1,407.0	
		最小 6.0		
		メートル 最大 26.0	1,382.0	
		最小 22.0		

茨城県告示第803号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和62年5月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷田部明野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡筑波町大字上菅間 字大原2534番1地先から	旧	メートル 最大 10.4	メートル 239.5	
		最小 8.6		
真壁郡明野町大字寺上野 字下割1201番1地先まで	新	最大 20.8	239.5	町道取付けによる拡幅
		最小 10.0		

茨城県告示第804号

勝田市中根1820に事務所を置く中根第三土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和62年5月6日

茨城県水戸土地改良事務所長 高 橋 直

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
勝田市大字中根1820	理 事	打 越 丈 夫	
" " 2208	"	安 勝 司	
" " 5353	"	川 又 貫 一	
" " 2346	"	寺 山 正 男	
" " 2410	"	平 澤 猛	
" " 2205	"	安 豊 壽	
" " 2019	"	永 井 雅 夫	
" " 2182	"	安 寅 久	
" " 3650	"	安 三 朗	
" " 1421	"	打 越 光 康	
" " 1347	"	西 野 晋 一	
" " 4476	"	飯 村 伊 惣 治	
" " 1936	"	安 瑞 雄	
" " 5154	"	安 義 秋	
" " 5058—1	"	安 三 代	
" " 5076	"	海 野 定 之	
" " 5010	"	海 野 富 士 雄	
" " 4996	"	海 野 年 市	
" 大字三反田5197	"	打 越 忍	
" 大字中根2067—2	監 事	安 正 信	
" " 1909	"	安 貞 訓	
" " 1343	"	西 野 米 壽	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
勝田市大字中根1820	理 事	打 越 丈 夫	
" " 2208	"	安 勝 司	
" " 5353	"	川 又 貫 一	

勝田市大字中根2410	理 事	平 澤 猛
" " 2205	"	安 豊 壽
" " 2019	"	永 井 雅 夫
" " 2182	"	安 富 久
" " 3650	"	安 三 朗
" " 1421	"	打 越 光 康
" " 4476	"	飯 村 伊 惣 治
" " 1936	"	安 瑞 雄
" " 5058—1	"	安 三 代
" " 5076	"	海 野 定 之
" " 5010	"	海 野 富 士 雄
" " 4996	"	海 野 年 市
" " 2706	"	安 勝 彦
" " 1347	"	西 野 宏
" 大字三反田3700—3	"	打 越 政 徳
" 大字中根1909	監 事	安 貞 訓
" " 1343	"	西 野 米 壽
" " 2179	"	安 末

茨城県告示第805号

東茨城郡大洗町成田町 208 に事務所を置く神山土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第1項の規定により公示する。

昭和62年5月6日

住 所	職 名	氏 名	高 橋 直 摘 要
東茨城郡大洗町神山町937	理 事	高 須 忠 雄	
" " 成田町165	"	深 作 竹 男	
" " 神山町2054	"	大 貫 隆	
" " 成田町118	"	小野瀬 敏 男	
" " " 216	"	杉 山 道 正	
" " " 1507	"	米 川 晋	
" " " 72	"	藤 沼 清	
" " " 113	"	米 川 好	
" " " 159	"	田 口 光 政	

東茨城郡大洗町成田町177	理 事	高 梨 光 行
" " 神山町928	"	大 貫 嘉 一
" " " 881	"	米 川 正
" " 成田町1463	"	小 沼 忠 信
" " 神山町2060—2	"	大 貫 喜 雄
" " " 2065—1	"	飯 島 一 彦
" " " 2171	"	大 貫 一 見
" " " 2059	"	井 上 喜 惣 太
" " 成田町86	監 事	清 宮 正
" " " 22	"	清 宮 真
" " 神山町2123	"	大 貫 弘

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡大洗町神山町937	理 事	高 須 忠 雄	
" " 成田町165	"	深 作 竹 男	
" " 神山町2123	"	大 貫 弘	
" " 成田町118	"	小野瀬 敏 男	
" " " 1463	"	小 沼 忠 信	
" " " 213	"	清 宮 伸	
" " " 74	"	藤 沼 芳 夫	
" " " 59	"	深 作 進 一	
" " " 159	"	田 口 光 政	
" " " 185	"	清 宮 一 男	
" " 神山町928	"	大 貫 嘉 一	
" " " 870	"	米 川 豊	
" " 成田町1507	"	米 川 晋	
" " 神山町2171	"	大 貫 一 見	
" " " 2060—2	"	大 貫 喜 雄	
" " " 2065—1	"	飯 島 一 彦	
" " " 2051	"	大 貫 寛 昭	
" " 成田町86	監 事	清 宮 正	
" " " 36	"	米 川 英 雄	
" " 神山町2046	"	井 上 忠 昭	

茨城県告示第806号

常陸太田市山下町1252番地の7に事務所を置く里川堰土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和62年5月6日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 皆 川 孝 英

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
常陸太田市上土木内町347	理 事	椎 名 誠	
" 埜町2268—2	"	佐々木 謙次郎	
" 茅根町830	"	江 幡 為 継	
" 瑞竜町1408	"	武 藤 広	
" 磯部町664	"	中 村 卓 夫	
" 西宮町1143	"	鈴 木 利	
" 小沢町2360	"	福 田 甲子夫	
日立市茂宮町658	"	古市 太左衛門	
" 大和田町3274—2	監 事	萩 谷 光 衛	
常陸太田市磯部町1218	"	六ツ崎 薫	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
常陸太田市上土木内町347	理 事	椎 名 誠	
日立市茂宮町1221	"	川 崎 和 夫	
常陸太田市茅根町830	"	江 幡 為 継	
" 馬場町495	"	曾 根 太	
" 金井町2651	"	新 村 一 二	
" 磯部町597	"	川 崎 義 之	
" 西宮町1143	"	鈴 木 利	
" 小沢町2360	"	福 田 甲子夫	
" 小目町1807	"	大 部 敬	
日立市留町299	"	大 貫 正 美	
" 大和田町3274—2	監 事	萩 谷 光 衛	
常陸太田市春友町210	"	井 坂 武 雄	
" 三才町405—2	"	岡 崎 一 男	

茨城県告示第807号

新治郡桜村に事務所を置く桜村松塚土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和62年 5 月 6 日

茨城県土浦土地改良事務所長 坂 本 坦

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡桜村大字松塚442	理 事	沼 尻 三 郎	
" " " 484	"	久保田 昭 一	
" " " 460	"	久保田 和 夫	
" " " 464	"	入 江 忠 雄	
" " " 416	"	坂 昭	
" " " 424	"	沼 尻 忠 文	
" " " 439	"	沼 尻 光 夫	
" " " 457— 2	"	鶴 見 保	
" " 大字栄254	"	飯 島 保 一	
" " 大字横町104— 1	"	高 梨 守 二	
" " 大字585	"	塚 本 章	
" " 大字広岡536— 1	"	中 根 長 吉	
" " 大字松塚552	監 事	根 本 森 夫	
" " " 423	"	美野本 照 雄	
" " 大字横町112	"	島 崎 貴	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡桜村大字松塚416	理 事	坂 昭	
" " " 483	"	久保田 勝	
" " " 462	"	久保田 昇	
" " " 469	"	沼 尻 秀 一	
" " " 420	"	宮 本 文 夫	
" " " 423	"	美野本 照 雄	
" " " 632— 1	"	鈴 木 守 夫	
" " " 552	"	根 本 森 夫	
土浦市下高津 2 丁目 1 番 5 —403号	"	銭 谷 茂	
新治郡桜村大字横町110	"	沼 尻 義 郎	

新治郡桜村大字大855	理 事	酒 井 四 郎
” ” 大字下広岡1055—4	”	梅 田 貞 雄
” ” 大字松塚470	監 事	鈴 木 清 次
” ” ” 451	”	久 保 田 進
” ” 大字横町108	”	沼 尻 忠 雄

公 告

●職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条の規定による職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

昭和62年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 実施する職種

(1) 実技試験及び学科試験

自動車整備科

(2) 学 科 試 験 造園科・機械科・電子科・和裁科

(3) 学科試験のうち指導方法のみ

ア 技能検定1級・単一等級合格者が受験できる職種(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)別表第11の2に掲げる職種。ただし「電子回路接続」及び「バルコニー施工」は除く。)

イ 省令別表第11の3に規定する職種のうち関連学科が免除される職種

2 試験の期日及び場所

(1) 学 科 試 験

ア 実施期日 昭和62年9月27日(日)

イ 実施場所

(ア) 茨城県自動車整備商工組合教育センター

(イ) 茨城県立水戸産業技術専門学院

(2) 実 技 試 験

ア 実施期日 昭和62年9月26日(土)

イ 実施場所 茨城県自動車整備商工組合教育センター

3 受験資格及び試験の免除

(1) 受 験 資 格

法第30条第3項各号に掲げる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できない。

- ア 禁治産者又は準禁治産者
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

(2) 試験の免除

省令第46条の表の上欄に該当する者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

4 試験の科目

試験を実施する職種について省令別表第11に掲げる実技試験の科目及び学科試験の科目とする。

5 受験手続

(1) 受付期間

昭和62年7月6日(月)から7月11日(土)までとする。ただし、郵送の場合は、7月11日の消印のあるものまで有効とする。

(2) 受験に必要な書類

ア 職業訓練指導員試験受験申請書

イ 履歴書

ウ 写真〔申請前6カ月以内に撮影した正面脱帽のものでライカ判(24mm×36mm)とし、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。〕2枚

エ 実技試験又は学科試験の全部もしくは一部の免除を受けようとする者は、その免除資格があることを証明する書類

オ 実務経験証明書

(3) 書類の提出先

〒310 水戸市三の丸1-5-38

茨城県商工労働部職業能力開発課

(4) 受験手数料

実技試験12,500円、学科試験2,300円とし、茨城県収入証紙を受験申請書の所定の欄にはりつけ、消印しないものとする。

なお、受験申請書を受付けた後は、申請書の取り下げ又は受験しなかつた手数料の返還は行わない。

(5) 受験票 受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

昭和62年10月26日(月)職業能力開発課入口に掲示するほか合格者に通知する。

7 試験についての問い合わせ

試験について不明な点は、下記に問い合わせること。

茨城県商工労働部職業能力開発課

(〒310 水戸市三の丸 1-5-38)

電話 0292-21-8111 (内線 3432)

~~~~~

---

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 2,000 円)

発行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (2) 8 1 1 1 (代)